

圏域地域包括支援センターの次期契約における変更点について（案）

項 目	現委託	次期委託(案)	備考
委託期間	・ 南部：5 年（H30. 12. 1～R6. 3. 31） ・ 中部：3 年（R3. 1. 1～R6. 3. 31） ・ 北部：初回 5 年、更新 3 年 計 8 年（H28. 10. 1～R6. 3. 31）	・ 南部：4 年（R6. 4. 1～R10. 3. 31） ・ 中部：4 年（R6. 4. 1～R10. 3. 31） ・ 北部：4 年（R6. 4. 1～R10. 3. 31）	その後の契約期間は 6 年を想定。 理由は資料 2-2 P. 7 7 (1) 参照
契約方法	初回委託は公募型プロポーザル （北部更新 3 年は随意契約）	随意契約（南部・中部・北部）	理由は資料 2-2 P. 7 7 (2) 参照
委託内容	・ 包括的支援事業 ・ 介護予防・日常生活支援総合事業 ・ 多職種協働ネットワーク	・ 現事業は継続 （追加事業） 【ケアプラン作成に係る事業】 ・ 第 1 号介護予防支援事業 （総合事業対象者 市内約 150 人） ・ 指定介護予防支援 （要支援 1.2 市内約 500 人） 【積極的なアウトリーチ】 ・ 自治会行事等の場を活用した、地域・高齢者と 顔の見える関係のさらなる促進	・ 指定介護予防支援等業務：今までと同様に居宅介護支援事業所への委託（再委託）を原則とする。但し、圏域包括がケアプランを作成した場合のプラン委託費（4,563 円/件）は、各受託法人の収入とする。
作業環境 の整備		・ 地域包括支援システム（基幹包括との情報連携、ケアプラン作成）、システムに係る回線整備およびパソコン貸与（各圏域 台） ・ 国保連伝送システム（ケアプランに係る実績報告・請求事務） ・ 増員分の机・椅子	・ 左記にかかる設備については、市が準備する。
職員配置	各 5 人 合計 15 人	南部 人、中部 人、北部 人、 計 人	詳細は資料 2-2 P. 3 表 2 参照